

採石法・採石法施行規則 抜粋

採石業務管理者

採石法

(登録)

第三十二条 採石業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第三十二条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く採石業務管理者（以下「業務管理者」という。）の氏名
- 三 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名

2 前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第三十二条の四第一項第一号から第五号まで及び第七号に該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第三十二条の四 都道府県知事は、第三十二条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第三十二条の二第一項の申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

※一、～ 五 省略

六 その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第一号から第四号までに該当しないものを業務管理者として置いていない者

イ 採石業務管理者試験（以下「業務管理者試験」という。）に合格した者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者

七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(業務管理者の義務等)

第三十二条の十二 業務管理者は、岩石の採取に伴う災害の防止に関し経済産業省令で定める職務を誠実にこなわなければならない。

2 岩石の採取に従事する者は、業務管理者がその職務を行なうために必要であると認めてする指示に従わなければならない。

(業務管理者試験等)

第三十二条の十三 業務管理者試験は、岩石の採取に伴う災害の防止に関して必要な知識及び技能について都道府県知事が行なう。

2 業務管理者試験の実施及び第三十二条の四第一項第六号口の規定による認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

採石法施行規則

(業務管理者の職務)

第八条の六 法第三十二条の十二第一項の経済産業省令で定める業務管理者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 採取計画の作成及び変更に参加すること。
- 二 岩石採取場において、認可採取計画に従って岩石の採取及び災害の防止が行われるよう監督すること。
- 三 岩石の採取に従事する者に対する岩石の採取に伴う災害の防止に関する教育の計画の立案若しくは実施又はその監督を行うこと。
- 四 法第三十四条の二の帳簿の記載及び法第四十二条の報告について監督すること。
- 五 岩石の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講ずること。

(業務管理者試験)

第八条の七 業務管理者試験は、毎年少なくとも一回実施するものとし、当該業務管理者試験を施行する場所および期日ならびに受験願書の提出期限は、あらかじめ都道府県の公報で公告しなければならない。

(受験手続)

第八条の九 業務管理者試験を受けようとする者は、様式第九による受験願書に写真（手札形とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの）を添付して都道府県知事に提出しなければならない。